

【エクアドル経済:2013年9月】

1. 輸出事業者に対する補助制度

(1) 2日付大統領令第100号により、8月12日に発効した生産部門奨励法 (LEY ORGANICA DE INCENTIVOS PARA EL SECTOR PRODUCTIVO) の細則が規定された。

(2) 生産部門奨励法及び細則の概要

ア 貿易省が取りまとめる貿易委員会 (COMEX) が、生産部門奨励法に規定された補助制度を担当し、同委員会事務局が、この制度の事務局を務める。

イ 委員会は、補助制度の対象となる輸出品目、対象期間及び適用率を決定し、本件制度にかかる年間予算を概算要求する

ウ 輸出事業者向け政府保証は、税関 (SNAE) が、一方的な制裁関税等により損害を被るような市場へ輸出している業者に対し付与する。

エ SNAE及び国税庁 (SRI) に対する義務及び労働法に規定されている義務を果たしていない業者は、補助制度の対象とならず、すでに対象となっている場合は除外される。

オ 輸出事業者に対する政府保証は、政府及び政府系金融機関に対する支払いに利用することができる。

カ 補助制度の適用を受けようとする輸出業者は、定められた期日までにSNAEに対し必要書類等を提出しなければならない。また、SNAEが、定期的及び臨時に実施する監査に対し協力しなければならない。

2. 南米諸国連合 (UNASUR) 紛争解決センター設立へ向けた動き

(1) 2日、UNASUR加盟国は、エクアドルに対し国家と外国企業との紛争を解決するための紛争解決センター設立への動きを具体化することを求めた。

(2) パティーニョ外務大臣は、「紛争解決センターの目的は、公平に互いの主張を戦わせることができるような仲裁制度の創設であり、国家と政府の問題に正義をもたらすことである」旨述べた。

(3) エクアドルは年内にもワーキンググループを立ち上げる予定である。

3. 第2回トルコ・エクアドル経済貿易対話

5日、第2回トルコ・エクアドル経済貿易対話のためトルコを訪問したリバデネイラ貿易大臣は、中小企業振興における協力にかかる覚書に署名し、エクアドルとトルコが、貿易、投資及び二国間協力に関する分野において、今後数ヶ月の間に企業レベルでの交流を行うことに合意した旨発表した。

4. レプソル社によるオリエンテ産原油の落札

(1) エクアドル石油公社(PETROECUADOR)は、レプソル社が、オリエンテ産原油430万バレルを落札した旨公表した。入札には、レプソル社のほか、中国国際石油化工有限公司(UNIPPEC)、ノーブル・アメリカ社、BPノースアメリカ社及びシェルウェスタン社が参加した。

5. エクアドル産冷凍エビに対する米国国際貿易委員会(ITC)の判定

(1) 昨年(2012年)年12月28日、米国のエビ加工事業者団体(Coalition of Gulf Shrimp Industries, LLC)が、中国、エクアドル、インド、インドネシア、マレーシア、タイ、ベトナムから輸入されている冷凍エビが米国内において不当に廉売されている旨米国商務省(DOC)に対し申し立てていた問題で、20日、ITCは最終決定においてエクアドル産冷凍エビはダンピングに該当しない旨決定した。これによりエクアドル産冷凍エビは相殺関税を免れることになった。

(2) 今年(2013年)5月、DOCは、エクアドル、インドネシア、タイから輸入されている冷凍エビは、米国内において不当に廉売されておらず、ダンピングに該当しないと仮決定を下したが、8月16日、DOCは、最終決定においてエクアドル産冷凍エビをダンピング認定し、中国(18.2%)、インド(11.1%)、マレーシア(54.5%)、ベトナム(7.9%)からの輸入とともにエクアドル産冷凍エビ(11.7%)にも相殺関税を課す旨決定した。8月19日以降上記5ヶ国から米国に輸入される冷凍エビに相殺関税が課せられていた。

(3) エクアドル政府は、DOCの最終決定は、生エビに関するデータと冷凍エビに関するデータを取り違えるなど誤った情報に基づいたものであるとして、世界貿易機関(WTO)への申し立ても辞さない姿勢をみせる一方、9月20日に予定されている米国国際貿易委員会(ITC)の最終決定においてエクアドル産冷凍エビのダンピング認定が取り消されることに期待をにじませていた。

(4) エクアドルのエビ輸出額は、12億8,600万ドルで、米国は欧州連合(EU)(41%)に次ぐ主要な輸出先(34%)である(数値はいずれも2012年)。